

平成 27 年 3 月 18 日

社員各位
並びに ご家族の皆様

株式会社 滝田
代表取締役 瀧田隆夫



健康手当(絶煙)制度の開始にあたり

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当社の事業運営に深いご理解とご協力を賜り衷心より深く感謝を申し上げます。

さて来期 4 月 1 日より、当社では非喫煙者を対象に「健康手当(絶煙=禁煙)」の支給を試験的に開始します。昨今関心の高まりつつある※受動喫煙の対策として、また会社の財産である社員の一人ひとりの健康増進を目的として、上越地域では初の取り組みを実施します。更に禁煙を決断された社員の皆様が精神的に経済的に安心して取り組めるよう費用援助となる「禁煙外来支援制度」を併せて整備しました。是非ご利用ください。

喫煙は個人だけではなく、家庭や地域すべてに関わる社会問題となりつつあります。皆様と連携し当社は今後も「CSR(企業の社会的責任)」を果たすべく活動して参ります。今後も皆様には温かいご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※受動喫煙…喫煙しなくても、周囲のたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。受動喫煙による健康影響について安全域はなく、その慢性影響として心筋梗塞や肺がん、子どもの呼吸器感染症や中耳炎、乳幼児突然死症候群などのリスクが高まることが明らかになっています。

○お問い合わせ先 総務部 TEL025-523-2881